

令和3年 6月 2日

塩竈市教育委員会
教育長 吉木 修 様

塩竈市いじめ防止等対策委員会
委員長 加納 清 厚
(公印省略)

塩竈市におけるいじめ防止等の対策について (答申)

このことについて、下記のとおり答申します。

記

1 いじめの認知について

現在でも、いじめに対するとらえが様々であり、いじめの認知については各学校、教職員、保護者において、また、児童生徒においても被害者がいじめられていると気付かない場合や、加害者がいじめていると気付かない場合があるなど、一定ではない状況がある。このことについて解消していくためには、「いじめである」という基準をいかに統一していくかが重要である。具体的には、塩竈市にあるいじめ防止条例を活用して確認したり、各所で事例研究を行うなど全体が学ぶ姿勢を継続したりしながら、一人一人がいじめに関する感覚を合わせ、いじめの認知の温度差をなくしていかなければならない。また、条例の確認や事例研究を通して、いじめの1件1件の中に多くの苦しみを抱えている子供たちがいるということを教職員が心の中に深く刻み込みこみ、いじめをより敏感に認知し、適切に対応していくことが求められる。加えて、積極的な認知や未然防止をするためにも「先生、あのね・・・」と言える児童生徒との関係性を大切にしていかなければならない。

2 発達障害が関係するいじめへの的確な対処と支援について

いじめの中には、発達障害が絡む事例がある。発達障害のある児童生徒は集団生活を苦手としていることが多いため、いじめに発展することがある。そのような事案を未然に防ぐために、当該児童生徒の特性を正確に把握し、個別に支援することが大切である。その上で、教職員と当該児童生徒との良好な人間関係に努め、当該児童生徒が納得するような約束事を一緒に決めるのも一つの方法である。また、当該児童生徒の悩みを和らげるため、周囲の児童生徒を育てることも大切である。適切な支援をするためには学校と福祉、心理、医療などの面からも諸機関と連携し役割を分担しながら、児童生徒や保護者の困り間に答えられるような具体的な対応を考えていく必要がある。